

地域計画

策定年月日	令和7年 月 日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	一戸町 (35246)
地域名 (地域内農業集落名)	姉帯 (侍村、門前、下村、名子根、上面岸、下面岸、面岸開拓)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	189.9 ha	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	168.3 ha	
② 田の面積	56.8 ha	
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	133.1 ha	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	17.6 ha	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	6.6 ha	※
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha	※

(備考) 区域内の農用地等面積は1号遊休農地(緑区分)0.7haを含む

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・馬淵川流域の小規模な耕作地の中での営農形態であるが、比較的温暖で、土壤も肥沃な地区であり、水田では水稻のほか、転作作物として飼料用米、トマトなどの施設園芸作物や、りんどうの作付けを行っている。また畠地では、トマト、ピーマンの作付けが行われている。 ・農業従事者の高齢化が進行しており、農業後継者の確保や育成が喫緊の課題である。 ・貸付・売渡希望がある農地に対して、農業を担う者が引き受ける意向のある農地が少なく、新たな農地の受け手が必要である。 ・狭小で不整形な農地や狭隘な農道等が多く、農地を集約するためには、水田等の基盤整備や農道・水路の整備が必要である。 ・有害鳥獣による農作物への被害が深刻であり、電気柵等の設置等の対策を進めている。	※
--	---

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水田では、水稻、転作作物として飼料用米、トマトなどの施設園芸作物や、りんどうの生産、畠地のトマト、ピーマンといった現状の主要品目の生産を維持する。 ・水稻は県北向け新品種を導入し、良食味米の産地化を図る。 ・水田の一部では、基盤整備が計画されており、整備後は集落営農を組織し、水稻と飼料用米や園芸作物による生産性の高い営農を実践する。 ・未整備農地については、極力現状品目や省力的品目により作物生産を継続するが、耕作が困難になった場合は、地域の担い手への農地集積を推進する。 ・農業所得向上を目指し、関係機関の指導を仰ぎつつ、高収益作物の導入に向けた検討を行っていく。	※
---	---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
・この地区の農地利用は、認定農業者等の担い手が担うほか、他の農業を担う者の農地利用も促していく。また、集落営農を含め、新たな担い手を育成・確保していく。
・農地中間管理機構を活用し、地域内の担い手への集積や集約に取り組んでいく。
・耕作の継続が困難な農地については、最低限の保全管理に努めていく。
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標
現状の集積率 12.5 % 将来の目標とする集積率 16.0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付け、段階的な集約化を目指す。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	※
・地域内の担い手への集積に取り組んでいく。 ・基盤整備の取組とあわせ、集落営農を組織し、整備地区の農地の効率的利用を進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	※
・農地所有者は、耕作の継続が困難になった場合は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける。 ・農地所有者は、分散錯置を解消するため利用権を交換しようとする場合は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける。 ・農地所有者は、基盤整備後は、積極的に農地中間管理機構に農地を貸し付ける。	
(3)基盤整備事業への取組	※
・農業の生産効率の向上や、担い手等に農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組み、あわせて集落営農を検討する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら、農業研修の実施や農地の確保などについて、町、県、JA等が連携して新規就農者を確保する体制の整備に努める。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内の活用を検討する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①有害鳥獣による農作物被害が拡大しないよう、電気柵等設置の対策を講じるとともに、目撃情報や被害情報があつた際は、罠の設置等の対策を行う。
- ③人手不足の現状であることから、自動操舵トラクターなどスマート農業機械の導入を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、荒廃農地の再生に取り組む。
- ⑧農業用用水路の保全については、近年、気象災害による破損が多いことから、適切な施設管理を行い、維持に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
認農	ビーマン、水稻	2.65 ha	0.00 ha	ビーマン、水稻	3.38 ha	0.00 ha	A		
利用者	水稻、りんどう	2.71 ha	0.00 ha	水稻、りんどう	2.71 ha	0.00 ha	B		
利用者	水稻、菌床しいたけ	0.56 ha	0.00 ha	水稻、菌床しいたけ	0.56 ha	0.00 ha	C		
認農	水稻、トマト	2.40 ha	0.00 ha	水稻、トマト	2.40 ha	0.00 ha	D		
認農	りんどう、水稻	1.02 ha	0.00 ha	りんどう、水稻	2.18 ha	0.00 ha	E		
認就	りんどう、ビーマン、カブローレ	2.17 ha	0.00 ha	りんどう、ビーマン、カブローレ	2.78 ha	0.00 ha	F		
利用者	水稻、トマト	2.72 ha	0.00 ha	水稻、トマト	2.72 ha	0.00 ha	G		
利用者	葉たばこ、水稻、野菜	0.78 ha	0.00 ha	葉たばこ、水稻、野菜	0.78 ha	0.00 ha	H		
利用者	トマト、水稻	1.77 ha	0.00 ha	トマト、水稻	1.77 ha	0.00 ha	I		
利用者	水稲、トマト、野菜	1.88 ha	0.00 ha	水稲、トマト、野菜	2.01 ha	0.00 ha	J		
利用者	水稻、トマト	1.46 ha	0.00 ha	水稻、トマト	1.46 ha	0.00 ha	K		
利用者	水稻、トマト、にんにく	1.58 ha	0.00 ha	水稻、トマト、にんにく	1.58 ha	0.00 ha	L		
利用者	水稻、そば	1.56 ha	0.00 ha	水稻、そば	1.73 ha	0.00 ha	M		
利用者	水稻	0.54 ha	0.00 ha	水稻	1.34 ha	0.00 ha	N		
計	14経営体	23.81 ha	0.00 ha		27.41 ha	0.00 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。